個人情報ファイルの名称	個人住民税課税システム	
行政機関等の名称	玉城町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	町県民税の賦課決定に関する事務を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5住定日、6死亡日、7転出、8宛名番号、9世帯情報、10納税義務者情報、11課税台帳情報、12所得情報、13控除情報、14課税標準情報(課税標準額等)、15期割情報、16扶養情報、17年金特徴情報、18送付先情報、19.振替口座情報	
記録範囲	地方税法第 294 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	本人から提出された申告書等、給与支払者から提出された給与 支払報告書、公的年金等の支払者から提出された公的年金等支 払報告書、住民基本台帳システム、eLTAX システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)玉城町役場総務政策課	
	(所在地)〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		
L	ı	

作成日(最終修正日):令和5年12月1日